

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現行
<p>3 運用型信託会社</p> <p>3-5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>3-5-1 業務運営状況の評価に関する留意事項 (1)~(4) (略)</p> <p>(5) 電子決済手段に関する留意事項 電子決済手段の信託については、以下の点に留意するものとする。 ①・② (略)</p> <p>③ 電子決済手段の分別管理 信託会社が電子決済手段を管理する場合には、規則第39条第3項及び同条第4項に基づき、信託財産に属する電子決済手段（以下「受託電子決済手段」という。）及び履行保証電子決済手段（規則第39条第4項柱書きに規定する履行保証電子決済手段をいう。以下同じ。）に係る分別管理についての適切な取扱いが確保される必要がある。信託会社の監督に当たっては、受託電子決済手段及び履行保証電子決済手段（以下「対象電子決済手段」という。）の分別管理の状況の適切性を確認するため、信託会社に対し、定期的に又は必要に応じて報告を求めるとともに、例えば、以下の点に留意する必要がある。</p>	<p>3 運用型信託会社</p> <p>3-5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>3-5-1 業務運営状況の評価に関する留意事項 (1)~(4) (略)</p> <p>(5) 電子決済手段に関する留意事項 電子決済手段の信託については、以下の点に留意するものとする。 ①・② (略)</p> <p>③ 電子決済手段の分別管理 信託会社が電子決済手段を管理する場合には、規則第39条第3項及び同条第4項に基づき、信託財産に属する電子決済手段（以下「受託電子決済手段」という。）及び履行保証電子決済手段（規則第39条第4項柱書きに規定する履行保証電子決済手段をいう。以下同じ。）に係る分別管理についての適切な取扱いが確保される必要がある。信託会社の監督に当たっては、受託電子決済手段及び履行保証電子決済手段（以下「対象電子決済手段」という。）の分別管理の状況の適切性を確認するため、信託会社に対し、定期的に又は必要に応じて報告を求めるとともに、例えば、以下の点に留意する必要がある。</p>

改正案	現行
<p>イ. (略)</p> <p>ロ. 分別管理に関する着眼点</p> <p> a. ～ e. (略)</p> <p> f. 対象電子決済手段の管理について、信託会社が管理する帳簿上の対象電子決済手段の残高と、ブロックチェーン等のネットワーク上の対象電子決済手段の有高を毎営業日照合しているか。また、照合した結果、上記 e. の措置にもかかわらず、対象電子決済手段の有高が帳簿上の対象電子決済手段の残高に満たない場合には、<u>原因</u>（注 1）の分析を行った上、速やかに当該不足額を解消しているか。</p> <p> （注 1）電子決済手段の流出などが考えられる。</p> <p> （注 2）当該不足額に関しては、不足が生じた日の翌営業日までに解消しなければならない。</p> <p> g. ～ j. (略)</p> <p>④ (略)</p>	<p>イ. (略)</p> <p>ロ. 分別管理に関する着眼点</p> <p> a. ～ e. (略)</p> <p> f. 対象電子決済手段の管理について、信託会社が管理する帳簿上の対象電子決済手段の残高と、ブロックチェーン等のネットワーク上の対象電子決済手段の有高を毎営業日照合しているか。また、照合した結果、上記 e. の措置にもかかわらず、対象電子決済手段の有高が帳簿上の対象電子決済手段の残高に満たない場合には、<u>原因</u>の分析を行った上、速やかに当該不足額を解消しているか。</p> <p> （新設）</p> <p> （注）当該不足額に関しては、不足が生じた日の翌営業日までに解消しなければならない。</p> <p> g. ～ j. (略)</p> <p>④ (略)</p>

改正案	現行
<p>⑤ 電子決済手段関係情報の適切な管理</p> <p>電子決済手段等の信託を行う信託会社は、電子決済手段等の信託の対象とし、若しくは対象としようとする電子決済手段又は当該信託会社に関する重要な情報であって顧客の電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託会社の行う電子決済手段の信託の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。以下「電子決済手段関係情報」という。）を入手し得る立場であることから、規則第40条第10項第5号に基づき、その適切な管理が求められることを踏まえ、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>イ. ～ハ. (略)</p> <p><u>ニ. 海外にグループ会社（以下「海外グループ会社等」という。）を有する場合には、海外グループ会社等に適用される現地の法令等が当該信託会社の業務に影響を与える可能性があることから、グループの状況やそれに伴い当該信託会社の電子決済手段の信託に影響を与え得るリスクについて、あらかじめ利用者へ開示しているか。</u></p> <p>⑥ (略)</p>	<p>⑤ 電子決済手段関係情報の適切な管理</p> <p>電子決済手段等の信託を行う信託会社は、電子決済手段等の信託の対象とし、若しくは対象としようとする電子決済手段又は当該信託会社に関する重要な情報であって顧客の電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託会社の行う電子決済手段の信託の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。以下「電子決済手段関係情報」という。）を入手し得る立場であることから、規則第40条第10項第5号に基づき、その適切な管理が求められることを踏まえ、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>イ. ～ハ. (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>⑥ (略)</p>

改正案	現行
<p>⑦ <u>共通システムを利用する場合の措置</u> <u>親会社を含めたグループ会社（以下「親会社等」という。）</u> <u>と共通の電子決済手段に関する取引のシステムや利用者財産</u> <u>管理のシステム（以下「共通システム」という。）を利用して</u> <u>サービスを提供する場合、親会社等の経営上の理由により共</u> <u>通システムが利用できなくなった場合等の緊急時に備えて、</u> <u>利用者保護の観点から以下のような措置を講じているかに留</u> <u>意するものとする。</u></p> <p><u>イ. 緊急時において親会社等の関与なく利用者に財産を返還</u> <u>するために必要な具体的な手順が整備されているか。</u> <u>（注）利用者財産を円滑に返還するため、平時に利用して</u> <u>いるシステムの代替環境をあらかじめ整備しておくこ</u> <u>とについて検討することが望ましい。</u></p> <p><u>ロ. 顧客資産残高データ等、利用者財産の返還に必要な情報</u> <u>を共通システムにより管理している場合は、定期的にバック</u> <u>アップを取得する等によって当該信託会社の管理下にお</u> <u>いても当該情報を保管しているか。</u></p> <p><u>ハ. 緊急時において、利用者の電子決済手段を親会社等の関</u> <u>与なく移転可能な手段と権限が確保されているか。</u> <u>（注）利用者の電子決済手段の管理を第三者に委託し、外</u> <u>部委託先が主体的に利用者の電子決済手段の移転を行</u> <u>い得る状態にある場合を除く。ただし、その場合は外</u> <u>部委託先において上記ハ. の措置が講じられている必</u> <u>要がある。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

改正案	現行
<p>⑧ (略)</p> <p>(6) 暗号資産に関する留意事項 暗号資産等の信託については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 暗号資産の分別管理 信託会社が暗号資産を管理する場合には、規則第 39 条第 3 項及び同条第 4 項に基づき、信託財産に属する暗号資産(以下「受託暗号資産」という。)及び履行保証暗号資産(規則第 39 条第 4 項柱書きに規定する履行保証暗号資産をいう。以下同じ。)に係る分別管理についての適切な取扱いが確保される必要がある。信託会社の監督に当たっては、受託暗号資産及び履行保証暗号資産(以下「対象暗号資産」という。)の分別管理の状況の適切性を確認するため、信託会社に対し、定期的に又は必要に応じて報告を求めるとともに、例えば、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 分別管理に関する着眼点 a. ～ e. (略)</p>	<p>⑦ (略)</p> <p>(6) 暗号資産に関する留意事項 暗号資産等の信託については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 暗号資産の分別管理 信託会社が暗号資産を管理する場合には、規則第 39 条第 3 項及び同条第 4 項に基づき、信託財産に属する暗号資産(以下「受託暗号資産」という。)及び履行保証暗号資産(規則第 39 条第 4 項柱書きに規定する履行保証暗号資産をいう。以下同じ。)に係る分別管理についての適切な取扱いが確保される必要がある。信託会社の監督に当たっては、受託暗号資産及び履行保証暗号資産(以下「対象暗号資産」という。)の分別管理の状況の適切性を確認するため、信託会社に対し、定期的に又は必要に応じて報告を求めるとともに、例えば、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 分別管理に関する着眼点 a. ～ e. (略)</p>

改正案	現行
<p>f. 対象暗号資産の管理について、信託会社が管理する帳簿上の対象暗号資産の残高と、ブロックチェーン等のネットワーク上の対象暗号資産の有高を毎営業日照合しているか。また、照合した結果、上記e.の措置にもかかわらず、対象暗号資産の有高が帳簿上の対象暗号資産の残高に満たない場合には、<u>原因（注1）</u>の分析を行った上、速やかに当該不足額を解消しているか。</p> <p><u>（注1）暗号資産の流出が考えられる。</u></p> <p><u>（注2）</u>当該不足額に関しては、不足が生じた日の翌日から起算して5営業日（契約に基づいて5営業日より短い期限で顧客が受託暗号資産を払い出せる場合には当該期限）以内に解消しなければならない。</p> <p>④ （略）</p>	<p>f. 対象暗号資産の管理について、信託会社が管理する帳簿上の対象暗号資産の残高と、ブロックチェーン等のネットワーク上の対象暗号資産の有高を毎営業日照合しているか。また、照合した結果、上記e.の措置にもかかわらず、対象暗号資産の有高が帳簿上の対象暗号資産の残高に満たない場合には、<u>原因</u>の分析を行った上、速やかに当該不足額を解消しているか。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（注）</u>当該不足額に関しては、不足が生じた日の翌日から起算して5営業日（契約に基づいて5営業日より短い期限で顧客が受託暗号資産を払い出せる場合には当該期限）以内に解消しなければならない。</p> <p>④ （略）</p>

改正案	現行
<p>⑤ 暗号資産関係情報の適切な管理</p> <p>暗号資産等の信託を行う信託会社は、暗号資産等の信託の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号等資産又は当該信託会社に関する重要な情報であって顧客の暗号等資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託会社の行う信託業の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。以下「暗号資産関係情報」という。）を入手し得る立場であることから、規則第40条第11項第4号に基づき、その適切な管理が求められることを踏まえ、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>イ. ～ハ. (略)</p> <p><u>ニ. 海外グループ会社等を有する場合には、海外グループ会社等に適用される現地の法令等が当該信託会社の業務に影響を与える可能性があることから、グループの状況やそれに伴い当該信託会社の暗号資産等の信託に影響を与え得るリスクについて、あらかじめ利用者に開示しているか。</u></p> <p>⑥ (略)</p>	<p>⑤ 暗号資産関係情報の適切な管理</p> <p>暗号資産等の信託を行う信託会社は、暗号資産等の信託の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号等資産又は当該信託会社に関する重要な情報であって顧客の暗号等資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託会社の行う信託業の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。以下「暗号資産関係情報」という。）を入手し得る立場であることから、規則第40条第11項第4号に基づき、その適切な管理が求められることを踏まえ、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>イ. ～ハ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>⑥ (略)</p>

改正案	現行
<p>⑦ <u>共通システムを利用する場合の措置</u> <u>親会社等と共通システムを利用してサービスを提供する場合、親会社等の経営上の理由により共通システムが利用できなくなった場合等の緊急時に備えて、利用者保護の観点から以下のような措置を講じているかに留意するものとする。</u> <u>イ. 緊急時において親会社等の関与なく利用者に財産を返還するために必要な具体的な手順が整備されているか。</u> <u>(注) 利用者財産を円滑に返還するため、平時に利用しているシステムの代替環境をあらかじめ整備しておくことについて検討することが望ましい。</u> <u>ロ. 顧客資産残高データ等、利用者財産の返還に必要な情報を共通システムにより管理している場合は、定期的にバックアップを取得する等によって当該信託会社の管理下においても当該情報を保管しているか。</u> <u>ハ. 緊急時において、利用者の暗号資産を親会社等の関与なく移転可能な手段と権限が確保されているか。</u> <u>(注) 利用者の暗号資産の管理を第三者に委託し、外部委託先が主体的に利用者の暗号資産の移転を行い得る状態にある場合を除く。ただし、その場合は外部委託先において上記ハ. の措置が講じられている必要がある。</u></p> <p>⑧ (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>⑦ (略)</p>